

防衛医科大学校達第8号

防衛医科大学校教官人事管理委員会に関する達を次のように定める。

平成19年5月7日

防衛医科大学校長 早川正道

防衛医科大学校教官人事管理委員会に関する達

改正 平成23年12月27日達第5号
令和3年3月31日達第2号
令和5年6月30日達第3号

(設置)

第1条 防衛医科大学校の教授、准教授、講師及び助教の任用に関する基本方針及び採用計画等の作成並びに資格審査等について審議し、必要に応じ教授会に諮問するための機関として、防衛医科大学校教官人事管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）をもって充てる。
- 3 委員は、副校長をもって充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員長は委員会を招集、会務を総理する。

- 2 委員会は、原則として委員全員の出席がなければ開催することができない。

(審議事項)

第4条 委員会は、学校長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 基本方針、中長期計画及び充足計画に関すること。
- (2) 人事管理に関すること。
- (3) 資格審査に関すること。
- (4) 人事交流に関すること。
- (5) その他教官任用の諸手続きに関すること。

(部会)

第5条 委員会に、あらかじめ前条各号に掲げる事項について検討を行うため、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 人事計画部会
基本方針、中長期計画、充足計画及び人事管理に関すること。
- (2) 資格審査部会
資格審査に関すること。

(3) 人事交流部会

人事交流に関すること。

2 部会は、次に掲げる部会長及び部会員をもって構成する。

(1) 部会長 医学教育部長

(2) 部会員 部会長が指名する者

3 部会長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を部会に参加させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 委員会及び部会の庶務は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる課室において行うものとする。

(1) 委員会 事務局総務部総務課

(2) 部会

ア 人事計画部会 事務局総務部総務課

イ 資格審査部会 医学教育研修センター事務部

ウ 人事交流部会 医学教育研修センター事務部

(関係部課室等の協力)

第7条 関係部課室等は、相互に連絡調整して委員会及び部会における審議の円滑な推進に寄与するため、必要な検討を行うものとする。

(委任規定)

第8条 この達に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が、部会の運営に関し必要な事項は部会長がそれぞれ定める。

附 則

この達は、平成19年5月7日から施行する。

附 則

この達は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。